

# 公益財団法人 東京都北区体育協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人東京都北区体育協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都北区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、北区内における体育、スポーツ、レクリエーションを振興し、区民が心身ともに健康で明るく豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 区民の体育、スポーツ、レクリエーションの振興を図るための事業を実施すること
  - (2) 区民の体育、スポーツ、レクリエーションの指導、奨励及び助成事業を実施すること
  - (3) スポーツ指導者を育成をすること
  - (4) 東京都北区スポーツ少年団をはじめ青少年スポーツを育成すること
  - (5) スポーツ功労者、スポーツ優秀選手等の顕彰事業を実施すること
  - (6) 東京都及び東京都北区から受託する体育、スポーツ、レクリエーション事業を実施すること
  - (7) この法人が実施する各種体育、スポーツ、レクリエーションの振興事業をはじめ、スポーツに関する普及啓発を図るための広報を実施すること
  - (8) 前各号の事業を推進するため、正会員を支援すること
  - (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に掲げる事業を行う区域は東京都とする。

### 第3章 会員

(会員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は法人並びに団体

(入会)

第6条 正会員としての入会を希望する団体は、所定の入会申請書及び誓約書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(正会員認定基準)

第7条 正会員は、別に定める会員認定基準を満たしていなければならない。

(入会金)

第8条 入会を認められた正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会后遅滞なく別に定める入会金を納入しなければならない。

(会費)

第9条 正会員及び賛助会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、別に定める会費を毎年納入する

(退会)

第10条 正会員が退会しようとするときは、所定の退会届を会長あてに提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、除名処分により退会する場合はこの限りではない。

(入会及び退会必要事項)

第11条 前6条に規定するもののほか、正会員及び賛助会員並びに入会及び退会について必要な事項は、理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。

2 正会員及び賛助会員は、前項により定められたところを守らなければならない。

## 第4章 財産及び会計

### (財産の構成)

第12条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 交付金及び補助金
- (6) 正会員会費及び賛助会員会費
- (7) その他の収入

### (財産の種別)

第13条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に規定する公益目的事業に不可欠な特定の財産であつて、次に掲げる財産をいう。

- (1) 前条第1号の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会及び評議員会で、基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

### (財産の管理)

第14条 この法人の財産の管理は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

2 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

### (基本財産の維持及び処分の制限)

第15条 基本財産についてこの法人は適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 この法人の事業の遂行上、やむを得ない理由により基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、あらかじめ評議員会及び理事会において議決に加わることのできる評議員及び理事の3分の2以上の承認を得なければならない。

(事業年度)

第16条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第17条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書及び収支予算書等」という。)は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第18条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、会長が次に掲げる書類(以下「計算書類等」という)を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会において承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の計算書類等については、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の計算書類等のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第19条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第20条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるため保有する資金の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める。

## 第5章 評議員

(評議員の選任等)

第21条 この法人に評議員20名以上25名以内を置く。

2 評議員の選任は、評議員選定委員会により行う。

3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件のいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理

人の定めのある者(あっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規程の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(3) この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人と親族その他特別な関係がある者の数、又は評議員のうちいずれか1人及びその親族その他特別な関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特別な関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員の解任は、評議員会の決議により行う。

5 評議員はこの法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることはできない。

6 評議員選定委員会に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める評議員選定委員会規則による。

(評議員の任期)

第22条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず補欠により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第23条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

## 第6章 評議員会

(評議員会の権限等)

第24条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 事業の全部又は一部の譲渡
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第25条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、事業年度開始前又は必要がある場合はいつでも開催することができる。

(招集)

第26条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員会を招集するには、評議員全員の同意がある場合を除き、各評議員に対し、議題、日時、場所等を示して、評議員会の1週間前までに書面で通知しなければならない。

3 第1項に関わらず、評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第27条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選任する。

(評議員の定足数及び議決等)

第28条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 理事又は監事の候補者の合計数が第30条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 役員等

(役員等の設置)

第30条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上25名以内
- (2) 監事 2名又は3名

2 理事のうち、1名を会長とする。また、会長を除き3名以内を副会長、1名を専務理事、8名以内を常務理事とする。

3 前項の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の代表理事とし、代表理事以外の副会長、専務理事及び常務理事を業務執行理事とする。

4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で年2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。



(役員を選任等)

第31条 理事及び監事は評議員会の決議により選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 監事は、この法人理事(親族その他特別の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特別の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐してこの法人を運営し、業務を円滑に執行する。
- 4 専務理事は、会長、副会長を補佐し、理事会の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、理事会の定めるところにより、所掌事務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、第30条第1項に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。

#### (役員解任)

第35条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき
- 2 前項について評議員会において決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (役員報酬等)

第36条 理事は無報酬とする。ただし、会長及び専務理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 3 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。
- 4 この法人は、法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事及び監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事及び監事の職務の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議によって、理事及び監事の同法第198条において準用する同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第113条第1項第2号に規定する最低責任限度額を控除した額を限度として、免除することができる。

#### (名誉役員)

第37条 この法人に、名誉役員(名誉会長、常任相談役、顧問及び参与)を置くことができる。

- 2 名誉役員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 名誉役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長の相談に応ずること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 4 名誉役員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

## 第8章 理事会

(構成)

第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、会長とする。

(権限)

第39条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解任
- (4) その他理事会で決議するものとして、法令及びこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第40条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催することができる。

- (1) 会長が必要と認めるとき
- (2) 会長以外の理事から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって、理事会招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 法人法第101条第2項及び第3項に基づき、監事が招集の請求又は招集をしたとき

(招集)

第41条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集し、議長を務める。

- 3 理事会を招集する者は、理事会の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(定足数及び決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

(常務理事会)

第44条 この法人は、理事会での審議事項の検討等の準備を行うため、常務理事会を置く。

- 2 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。
- 3 常務理事会は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

## 第9章 東京都北区スポーツ少年団

(設置)

第45条 この法人に、東京都区内の登録したスポーツ少年団によって構成する東京都北区スポーツ少年団を置く。

- 2 東京都北区スポーツ少年団の設置に関する規程については、理事会の決議を経て別に定める。

(業務)

第46条 東京都北区スポーツ少年団は、第4条第4号の事業、その他これに関連する事業に関して、理事会の決議に基づき実施する。

## 第10章 委員会

(委員会)

第47条 この法人には、理事会の決議を経て各種委員会及び特別委員会を設けることができる。

2 委員会は、第4条の事業に関して常務理事会に報告する。

3 特別委員会は、第4条の事業の内、特定の事柄の運営に関する事項について協議し、調査、審査する。

(名称等)

第48条 各委員会及び特別委員会の名称、委員、その他必要な事項は、理事会が別に定める。

(委員長)

第49条 各委員会及び特別委員会には、委員長を置き、会長が委嘱する。

## 第11章 事務局

(事務局)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長が理事会の承認を経て任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第12章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更等)

第51条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2、前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第21条についても適用する。

(合併等)

第52条 この法人は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第54条 この法人が、公益認定の取消の処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が、解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第13章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第14章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第57条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内

容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第58条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第15章 補則

(書類及び帳簿の備付け)

第59条 事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。なお、当該書類及び帳簿については、法令の定めに従い、保存しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 財産目録
- (3) 役員等名簿
- (4) 役員等報酬規程
- (5) 事業計画書及び収支予算書等
- (6) 事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び附属明細書
- (7) 前号の監査報告書
- (8) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の書類及び帳簿等の閲覧については、法令の定めに従い、閲覧等の情報公開を行うものとする。

(委任)

第60条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、西田善夫とする。

附則

(施行期日)

この定款は、公益財団法人東京都北区体育協会の設立登記の平成24年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この定款は、平成24年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この定款は、平成26年4月1日から施行する。

附則

(適用期日)

この定款は、令和3年1月1日から適用する。